

いりやせ

号外版

東海圏大学非常勤講師組合機関紙 2021. 5. 号外

東海圏大学非常勤講師組合

住所 〒460-0005

名古屋市中区東桜2-22-15 いずみビル4F

全労連名古屋中地域センター気付け

FAX 020-4665-8557

E-mail: tokaien-sikkou@googlegroups.com

三菱UFJ銀行 守山支店 普通 0092953

祝! 第92回メーデー

本人に合意を強制? 無期転換しても

「契約しません」でクビ?

内実は“解雇”、“労働者の置き換え” 学校法人享栄学園鈴鹿大学

労働契約法18条に基づいて無期労働契約に転換されていた労働者をクビにする。しかも形式上は〈労働者本人の自主的自発的な意思〉であるため、違法、ともいにくい——。そんなでたらめな首切りをしてきているのが、鈴鹿大学です。

東海圏大学非常勤講師組合に加入する同大学の3人の非常勤講師は、2019年4月1日から「無期労働契約」に移行し、常時留学生向けの日本語の授業を4~7コマ担当していました。ところがこの2021年1月、大学側から「日本語関連科目体制の見直しにより、来年度の担当授業が開講されない」旨の通知を受けました。驚いて団体交渉を申し入れ、法人側は、「コマがなくなる。雇用契約を締結しない」と回答。無期労働契約に転換してははずなのにおかしいと思って、組合側が「これは解雇か」と聞くと、「契約をしません」というのみでした。さらに「無期転換も解除するのか」と聞いても、約2時間にわたって「契約をしません。解雇と考えるかどうかはそちらの判断」とするのみでした。

要するに、この押し問答に根負けした労働者側

が、「ハイわかりました」といった瞬間に、「自分の意思で退職した」という体裁をとらせるための法人側の姿勢です。

労働者本人に、「わかりました。辞めます」と言わせられさえすれば、合法的に職場から追い出せるというもの。この理屈だと、使用者側が「うちの経営が苦しいんだ。悪いようにはしないから2年間は時給600円しか払えないけど理解してね。ただし、よそでは絶対にいわないでね。社長が恥をかかから」とでも言い含めて、これに対して労働者が「ウン」といいさえすれば、どんな解雇でも、どんな労働条件切り下げでもできてしまいます。

しかし、「解雇」、および労働者の「置き換え」であるという事実にかわりはありません。

組合は、団体交渉を継続中です。鈴鹿大学側は、労働者(=組合員)個々人との間での裁判所による調整を策しています。裁判所を利用した不当労働行為(支配・介入)です。

東海圏大学非常勤講師組合は、共通の課題を抱えるすべての労働組合や当事者との連帯を呼びかけています。

安心して無期転換して働ける環境づくりのため
ご協力を呼びかけます。

三重県労働委員会に

あつせんを申請中

絶対に「解雇」とはいわず、「契約をしない」とだけ……

ことの発端は、昨年9月にさかのぼります。組合員宛のメールで、「2021年度は、専任教員と非常勤講師による日本語授業担当体制を見直し、専任教員による教学の充実をめざす」とのメールがきたため、組合側は「解雇の予告」と理解して団体交渉を申し入れました。

ところが、一貫して「何も決まっていない」、すでに締結してある労働契約法18条に基づく無期転換契約のゆくえについては、「無期転換契約はかわらない」と答えていました。

「労働契約は続くのに仕事はない。賃金も発生しない」——この意味不明の回答について、今度は1月14日付けで「来年度の担当授業が開講されない」との回答が。組合が団体交渉を申し入れたところ、2月8日の団体交渉で、「ゼロというかたちになるので、雇用契約を締結しない」との回答です。無期労働契約への影響についても、「契約をしません」というだけです。

組合との交渉を拒否しつつ裁判所で組合員と各個撃破的に「調停」

——裁判所を利用した不当労働行為です

現在三重県労働委員会であっせんの手続をしていますが、使用者側は、「個別の契約関係の解決以外の事項に関しては、あっせんに応じる意思がない」との姿勢を示しつつ、さらに「貴組合員との個別の契約関係について、裁判所による調停等において解決することを考えて」といいます。

一方で組合との交渉を拒否しつつ、他方で個別の労働者に工作する組合分断。「団交拒否」プラス「支配介入」という、二重の不当労働行為です。

団体交渉内容の詳細

第1回団体交渉（2020年10月26日）

当組合の組合員宛2020年9月18日付けで、「2021年度鈴鹿大学国際地域学部の日本語授業科目担当体制の変更について」との文書が送付され、「2021年度は、専任教員と非常勤講師による日本語授業担当体制を見直し、専任教員による教学の充実をめざすことになりました」とされていた。この件につき、当組合は解雇の予告ととらえて、その内容を確認しようとした。法人側は、「次年度以降の非常勤講師にお願いすることがあるかどうかについては、まだ現在未定」との回答に終始した。

第2回団体交渉（2021年2月8日）

2021年1月14日付で、当組合の組合員宛に「2021年度鈴鹿大学の担当授業科目について」という文書が送付され、そこで「日本語」関連科目体制の見直しにより、来年度の担当授業が開講されない旨の記載があった。この点につき法人側は、あらためて「コマがなくなる。結果として契約を締結してもゼロというかたちになるので、雇用契約を締結しない」と回答した。この点、解雇なのかどうかについて聞いても、一貫して「契約をしない」というのみであり、さらに「無期転換についても解除するということですね?」と聞いても、「越智 実際にならざる。契約をしないということ」とした。

第3回団体交渉（2021年3月16日）

本件とは別件であるが、組合員である同法人被用者が労働基準法22条1項に基づく解雇理由証明書の交付を求めたところ、「雇用契約終了のお知らせ」なる文書が送られたため、その意味を説明を求めて2月26日に団体交渉を申し入れた。本件はそのときの交渉期日である。そこで法人側は、「契約しないのであって解雇と考えるかどうかはそちらで判断せよ」というのに終始した。